

○法務委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
9	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	六〇一三六	六〇一三六 （予） 可 一三三 決	六〇一三三 可 六〇一三〇 決	
10	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	一三六	一三六 （予） 可 一三三 決	一三〇 可 一三三 決	

本院議員提出法律案（四件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送衆へ提出月日	参議院	衆議院	備考
101国会 6	集団代表訴訟に関する法律案	飯田忠雄君 （五一、四二〇）		五、四二〇 付 託 議 決	衆議院 付 託 議 決	
101国会 10	刑事訴訟法の一部を改正する法律案	寺田熊雄君 （五一〇）		五、一〇 付 託 議 決	衆議院 付 託 議 決	
101国会 17	刑事訴訟法の一部を改正する法律案	橋本敦君 （七一〇）		七、一〇 付 託 議 決	衆議院 付 託 議 決	

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法
第九号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額
の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおり
である。

一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官
の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別
職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額す
る。

二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、
おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の
俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、昭和六十年七月一日にさかのぼって行
う。

委員長報告

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及
び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に
つきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報
告いたします。

両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例
に準じて、裁判官及び検察官の給与の改定を行おうとする
ものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、
公務員給与の在り方についての法務大臣の見解、裁判官の
報酬について規定している憲法第七十九条及び第八十条の
規定の解釈、裁判官及び検察官の初任給、司法権の独立と

裁判官の報酬の額の決定が行政政府職員の例に拠っていることとの関連性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より両法律案に反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、両法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額を改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準

じて、それぞれこれを増額する。

二、検事及び副検事の俸給については、おむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、昭和六十年七月一日にさかのぼって行う。

委員長報告

三九ページ参照